

検討の趣旨

<背景>

- 少子高齢化・家族の小規模化が進行し、地域で暮らす高齢者・障害者への権利擁護のニーズが増大。身近で頻度の高い支援が喫緊の課題。
- 老人福祉法改正により、市民後見人の育成と活用が市町村の努力義務化。

<検討の趣旨>

- 横浜市は「誰もがいつまでも安心して暮らせる都市よこはま」を目標として、地域福祉保健の推進に取り組んできた。
- 区成年後見サポートネット等で培った専門職団体との連携を市民後見人の活動支援に活用する等、横浜ならではの市民後見推進の仕組みを検討。

報告の骨子～理念

◎ 地域で暮らし続けることを支える地域福祉の推進

認知症や障害があっても地域で暮らし続けることを可能とする、ノーマライゼーションの理念を、市民参画で実践する

◎ 成年後見制度本来の担い手としての市民後見人の養成

同じ市民の立場で本人に寄り添い、きめ細かい支援を行う市民後見人を本来の担い手として養成
市民がお互いに支えあう共生社会の実現をめざす

◎ 市民、社協、専門職、行政等による重層的な権利擁護体制の構築

各区の成年後見サポートネット等で培った連携を土台に、市民の参画を得て、それぞれの特徴をいかした権利擁護のネットワークを強化

「市民後見よこはまモデル」を提案 ～横浜らしく、地域福祉推進と一体となって区域での養成と活動支援を展開～

基本的考え方

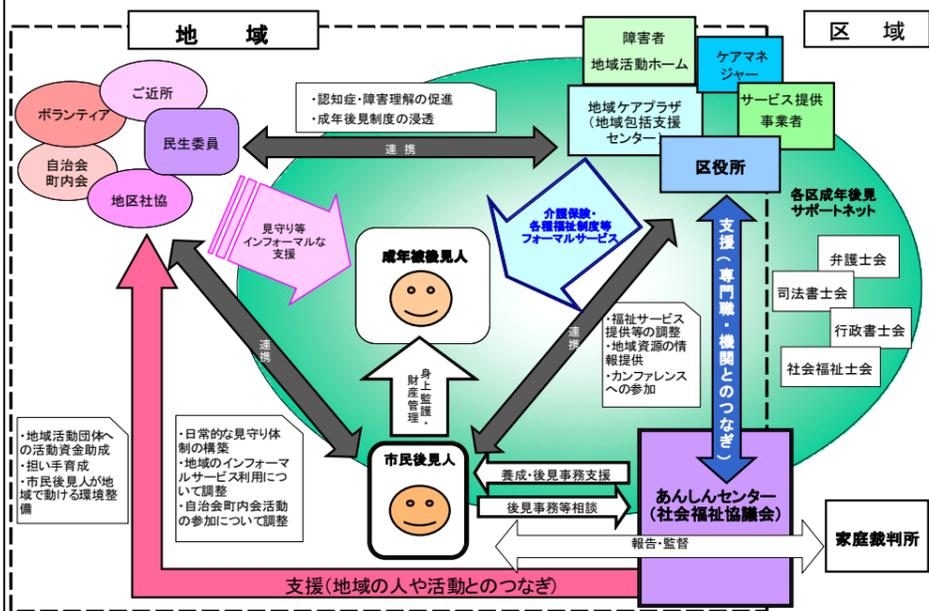
定義

- 地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限をもって、被後見人を見守り、支える役割を担う。
- 被後見人の生活課題を解決するにあたっては、地域と連携して取り組み、地域福祉推進の一翼を担う。
- 成年後見制度や地域福祉に関する幅広い分野の知識や技術、活動上の倫理を身につけるため、本市養成課程の修了と所定の登録を必須とする。

市民後見人の活動形態・受任する事案・報酬

- 市民が個人として後見人を受任することを原則とする。
- 親族後見が困難で紛争性が少ない事案であって、類型や在宅・施設の別は問わず、申立人も区長に限らない。多額の資産ある事案は当面对象外。
- 家庭裁判所への報酬付与の申立は妨げないものとする。

市民後見人の活動イメージ



○ 市民後見人は、専門機関等によるフォーマルな支援と、見守り等地域のインフォーマルな支援の中間に位置する。被後見人の生活上の困りごとに対して、両方の支援をつなぎ、QOL(生命・生活の質)の維持・向上を支える。

実施体制(右図参照)

- ① 「横浜生活あんしんセンター」は、後見推進機関として市民後見人養成・支援の中核を担い、研修実施や人材登録、区社協への支援を行う。
- ② 区社協は区域の市民後見の実施機関として、市民後見人への助言等日常的な活動支援を行い、区域の小地域支援と連動した市民後見を推進する。
- ③ 専門職団体は区成年後見サポートネットに参加し、市民後見人が求める専門的助言を行う。その際区社協が仲介を行い円滑に実施する。
- ④ 区役所は包括支援センター等と連携して、区長申立事案の後見人候補に市民後見人が相応しいか検討する。また地域福祉保健推進の観点で区社協とともに区域での市民後見推進を図る。
- ⑤ 市役所は市全体の市民後見推進を統括し、家庭裁判所との調整や実施体制の整備を行う。

養成と活動支援の概要

<市民後見人の養成課程>

- 講義・演習中心の養成研修、市社協法人後見活動の実務実習、選考を経て登録する。
- 基礎的な講義と実習、受任後の現任研修まで、継続的にレベルアップできる研修とする。市民後見人として寄り添い支援する倫理を学ぶ。
- 横浜らしさである地域福祉の実践ができるよう関係機関や地域との連携等にも重点を置く。

<候補者推薦・受任調整>

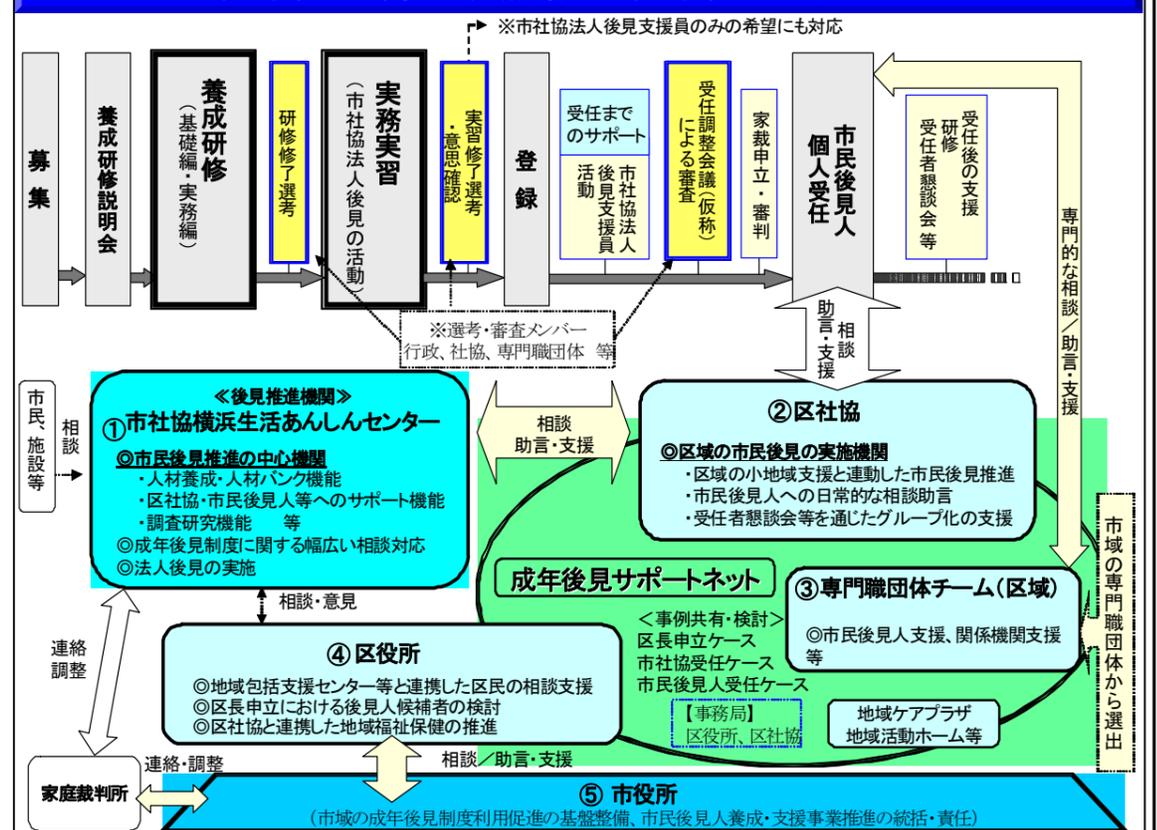
- 受任のマッチングが鍵。被後見人の状況を的確にアセスメントし、リスクマネジメント視点も含むコーディネートを受任調整会議(仮称)に期待。

<市民後見人の支援課程～スーパービジョン>

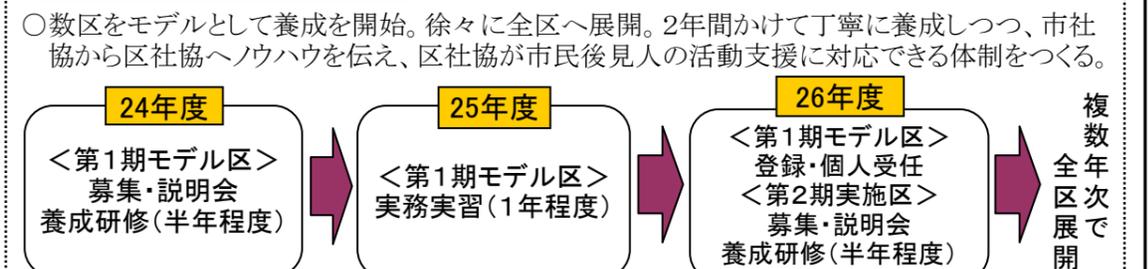
- 個人受任である以上スーパービジョンは必須。やりがいを感じながら継続できるよう支援する。
- 区社協職員がスーパーバイザーとなることを基本とし、体制を整備。区役所等も協力する。

市民後見人の養成と活動支援

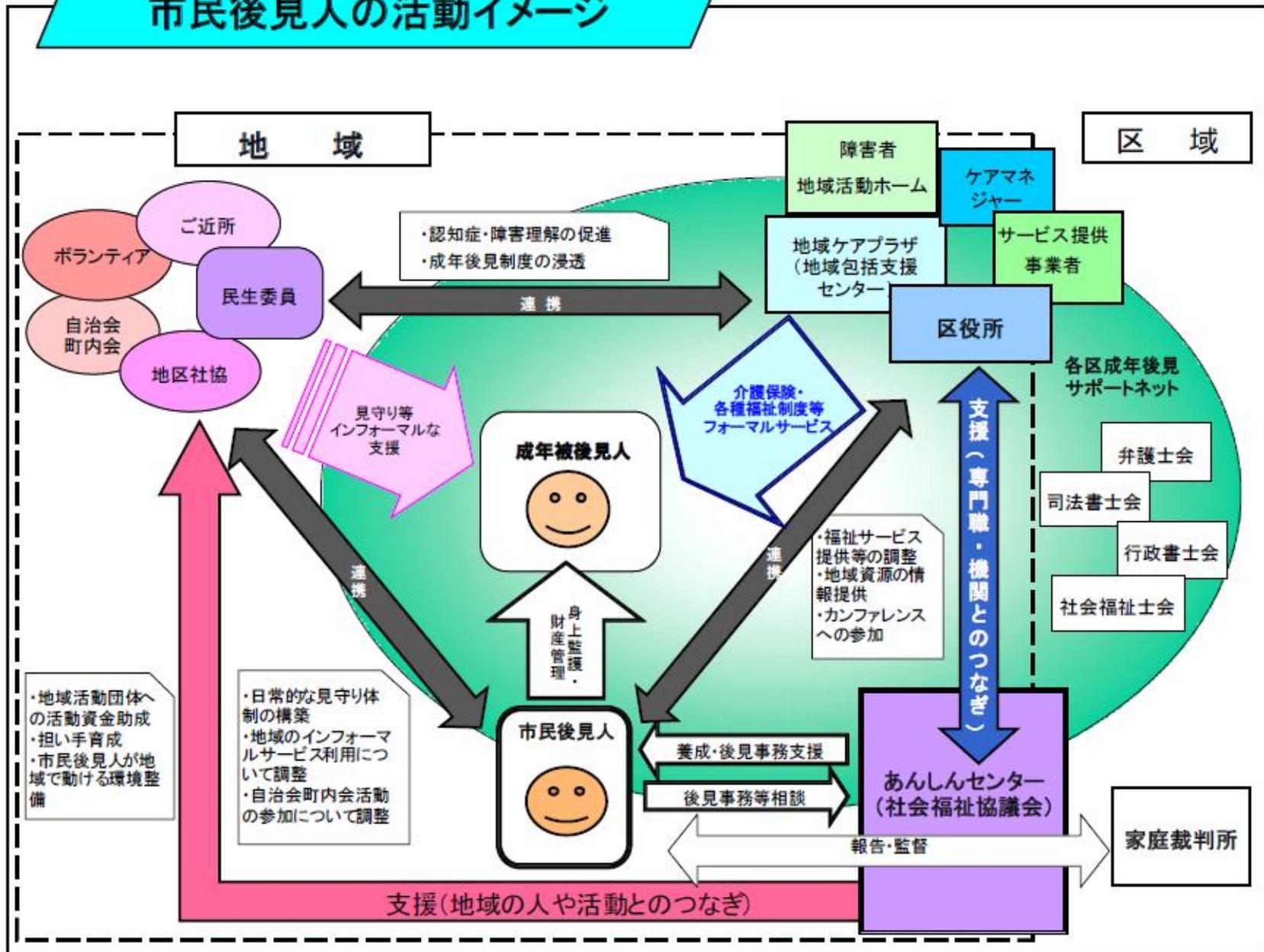
市民後見人の養成と活動支援 ～市民後見よこはまモデル～



推進のロードマップ



市民後見人の活動イメージ



横浜市の市民後見人として活動するには

○横浜市における市民後見人とは

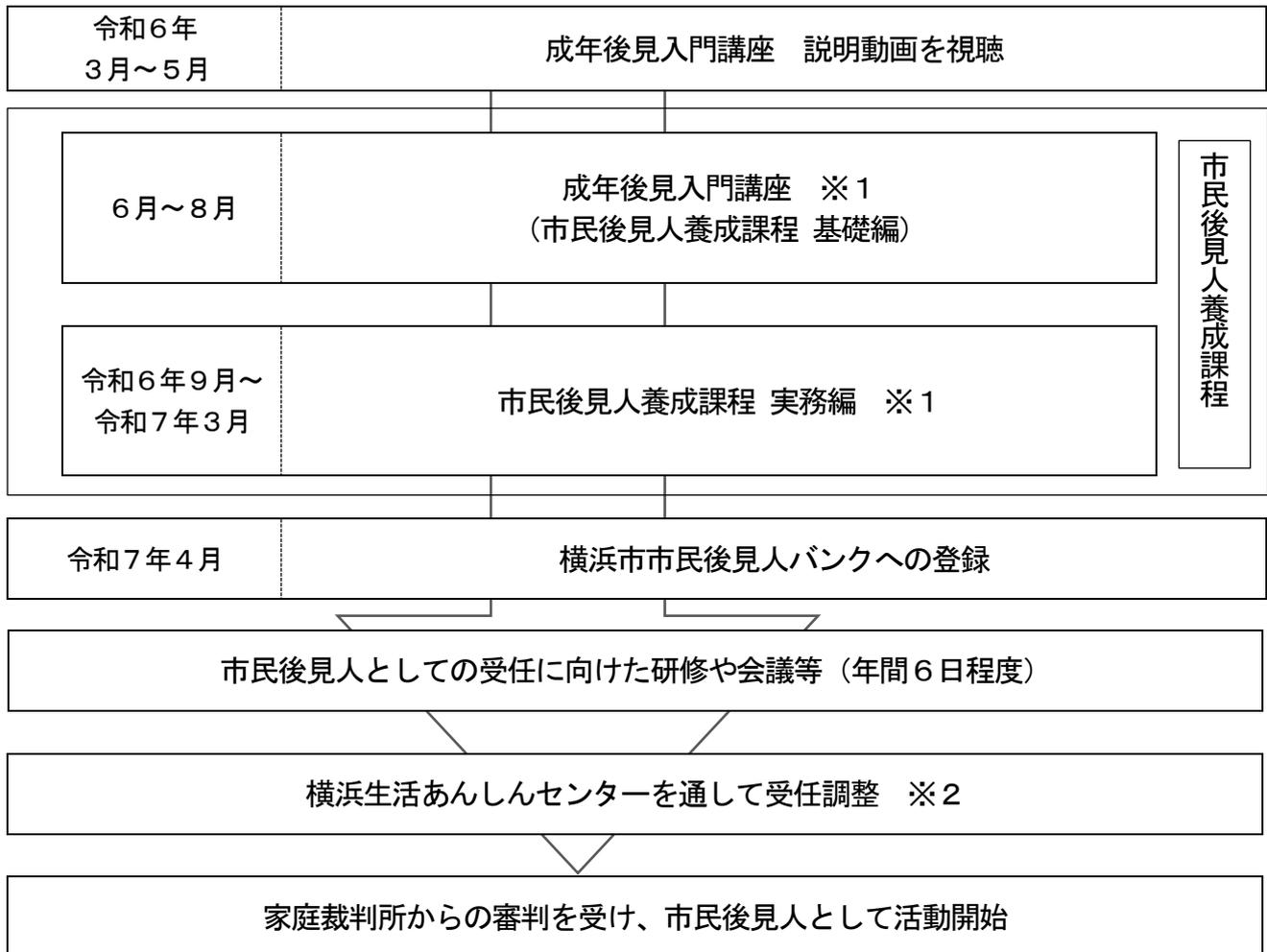
家庭裁判所から成年後見人等として選任された市民の方です。地域に住む身近な市民として、本人の立場に立ち、地域に根差したきめ細かい対応を行えるという強みを生かして、第三者後見人の立場で活動する権利擁護の担い手です。

横浜市で市民後見人になるには、横浜市市民後見人養成課程を受講・修了した後、「横浜市市民後見人バンク」に登録する必要があります。登録後は、関係機関からの打診に基づき、横浜生活あんしんセンターから候補者として推薦され、家庭裁判所から選任されることが必要です。

成年後見人等としての活動開始後も、横浜生活あんしんセンターの支援を受けながら活動していただきます。

横浜市における市民後見人は個人で成年後見人等として選任されており、他の専門職による成年後見人等と同じ権限が与えられています。そのため、後見活動に係る報酬等も家庭裁判所の審判に基づき受け取ることができます。

○市民後見人として活動を開始するまで



※1：各課程において修了基準を満たす必要があります。

※2：本人の特性（居住地、年齢等）を踏まえて、バンク登録者の中から後見人等候補者として家庭裁判所に推薦します。

第7期横浜市市民後見人養成課程 基礎編～成年後見入門講座～

実施要領

1 目的

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方であっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることを可能とする「ともに生きる」社会の実現が求められます。

本課程は、成年後見制度や市民後見制度などを広く周知・啓発することで地域における権利擁護のすそ野を広げるとともに、地域における権利擁護推進の一翼を担う市民後見人を養成するために実施します。

*市民後見人として活動するためには、本課程を修了後に開催する「実務編」の修了ののち、市民後見人バンクへの登録が要件となります。

2 主催

横浜市健康福祉局 地域福祉保健部福祉保健課
社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター

3 内容

別紙「成年後見入門講座 カリキュラム」のとおり

4 対象

(1) 市民後見人としての活動を目指す方で、ア～キすべてを満たす方

ア 横浜市内に在住していること *在勤・在学者は対象外

イ「成年後見入門講座 説明動画」を視聴し、講座の趣旨を理解していること

ウ すべてのカリキュラムを受講できる見込みのあること

エ 横浜市の市民後見人養成に理解があり、養成課程修了後に市民後見人バンクに登録し、横浜市の市民後見人として活動できること

オ 令和6年9月1日時点、25歳以上70歳未満であること

カ 第三者後見人等（他の団体の法人後見履行補助者及び任意後見契約者を含む）として、他で受任していないこと。また、今後も受任しないこと

キ 民法で定める「後見人の欠格事由」に該当しないこと

(2) 本講座の内容に関心のある方で、ア・イをともに満たす方

ア 横浜市内に在住・在勤・在学していること

イ「成年後見入門講座 説明動画」を視聴し、講座の趣旨を理解していること

5 受講方法

(1) 動画配信

配信期間：令和6年6月6日（木）～ 8月4日（日）（順次配信）

定員：人数制限なし

(2) 会場視聴

対象：オンライン上での視聴が難しい方

会場：横浜市健康福祉総合センター（中区桜木町1-1）

日程：令和6年6月6日(木)～7月16日(火)の間の7日間

定員：20名（先着順）

*会場、日程の詳細は「成年後見入門講座 カリキュラム」のとおり

*会場視聴ご希望の場合は、「7 申込方法・期限」の成年後見入門講座申込みフォームからお申込みください

6 受講料

無料

*「実務編」の受講料については「第7期市民後見人養成課程実務編 実施要領」のとおり

7 申込方法・期限

必ず「成年後見入門講座 説明動画」を視聴の上、下記申込みフォームからお申込みください。

○「成年後見入門講座 説明動画」視聴用リンク

URL：<https://bit.ly/3wb20y1>

二次元コード：



【 配信期間：令和6年3月15日(金) 10時 ～ 令和6年5月24日(金) 17時 】

○成年後見入門講座 アンケート/受講申込フォーム

URL：<https://bit.ly/3wB2hL7>

二次元コード：



【 申込み期間：令和6年4月3日(水) 10時 ～ 令和6年5月24日(金) 17時 】

8 修了

(1) 修了要件

以下の基準を満たした方を修了とします。

ア 全てのカリキュラムを受講していること

イ 視聴後の小テスト等による効果測定において、8割以上の得点であること

(2) 修了証の発行

修了した方には、「成年後見入門講座 受講修了証」を発行します。

9 その他

- ・申込みいただいた方には、メールアドレス宛に、令和6年5月31日(金) 17:00までに受講番号と受講用 URL をお送りいたします。期日までに受講番号と受講用 URL が送られてこない場合は事務局までご連絡ください。

事務局：社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
横浜生活あんしんセンター
TEL：045-201-2009
FAX：045-201-9116

成年後見入門講座(第7期横浜市市民後見人養成課程 基礎編) カリキュラム

配信日/会場視聴時間割	科目名	内容	時間数	
1日目 6/6(木) (会場) 904	【市民後見人概論】 市民後見人として求められる職務・役割を理解する。			
	9時30分～ 10時00分	①オリエン テーション	今後のスケジュール 養成課程について	0.5
	10時05分～ 11時05分	②市民後見人 概論Ⅰ	横浜市における市民後見人 市民後見人の役割 今後期待する市民後見人像	1
	11時10分～ 11時40分	③市民後見人概論Ⅱ	市民後見人バンク登録者の活動の実際	0.5
	【成年後見制度概論1】 成年後見制度の基礎知識や成年後見人としての倫理観を理解する。			
	12時45分～ 14時45分	④成年後見制度等の 基礎知識	成年後見制度の目的 制度内容(法定・任意) 財産管理 身上保護	2
	14時55分～ 16時55分	⑤倫理(人権、 心構え、権利擁護)	人権、権利擁護 市民後見人としての心構え	2
2日目 6/13(木) (会場) 904	【成年後見制度概論2】 成年後見制度の基礎知識や関連機関等を理解する。			
	13時00分～ 14時00分	⑥成年後見制度の 利用促進	横浜市の後見実施機関 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度利用促進基本計画 区福祉行政の理解 (サポートネットの役割 含む)	1
	【成年後見制度に関連する法律】 民法に関する基礎知識を持つ。			
	14時10分～ 16時10分	⑦民法の基礎知識	家族法の基礎知識 (親族・婚姻・相続・遺言) 財産法の基礎知識	2
3日目 6/20(木) (会場) 904	【高齢者関係諸制度と認知症の理解】 高齢者に関する諸制度や認知症について学び、当事者の支援について理解する。			
	9時30分～ 12時05分	⑧介護保険制度等 高齢者施策	①介護保険制度概要 ②介護保険サービスと後見業務の関係 ③介護保険以外の福祉サービス ④高齢者虐待防止法	2.5
	13時10分～ 15時10分	⑨認知症の理解 ※6/27(木)配信	認知症の知識 基本的な接し方 地域で生活するためにできること	2
	15時20分～16 時20分	⑩当事者理解	認知症のある方への支援について	1
4日目 6/25(火) (会場) 902	【障害者関係諸制度と障害の理解Ⅰ】 障害者に関する諸制度や障害について学び、当事者の支援について理解する。			
	9時50分～ 12時00分	⑪障害者施策	①障害者制度の概要 ②障害者権利条約 ③障害者差別解消法 ④障害者虐待防止法	2
	13時00分～ 14時30分	⑫知的障害者 の理解 ※7/2(火)配信	知的障害の知識 基本的な接し方 地域で生活するためにできること	1.5
	14時40分～ 16時20分	⑬当事者理解	知的障害のある方の支援について(支援者/当事者)	1.5

5日目 7/4(木) (会場) 904	【関連制度】 市民後見人活動に関係する制度・機関の基礎知識を持つ。			
	9時20分～ 12時00分	⑭関連制度	①生活保護制度の概要 ②生活困窮者自立支援制度の概要	1
			③健康保険制度の概要 ④高額医療・福祉サービス等負担助成手続き	1.5
	13時00分～ 16時50分		⑤年金制度の概要	1
			⑥消費者保護	1.5
			⑦市県民税申告等の基礎	1
6日目 7/11(木) (会場) 904	【地域福祉概論】 地域福祉の概論を理解し、「地域福祉の一翼を担う」活動を目指す。			
	10時00分～ 12時00分	⑮地域福祉概論Ⅰ	地域福祉の理解 地域共生社会について	2
	13時00分～ 15時40分	⑯地域福祉概論Ⅱ	①地域を取り巻く関係機関と役割 (ア民生委員・児童委員、イ区社会福祉協議会) ②日常生活自立支援事業の概要	2.5
			地域を取り巻く関係機関と役割 ア地域ケアプラザ イ区高齢・障害支援課 (区の事業説明、SW・CWの役割と業務内容について、区長申立てについて)	
15時50分～ 16時50分	⑰地域福祉概論Ⅲ	地域福祉と市民後見人 (市民後見サポートネットの説明 含む)	1	
7日目 7/16(火) (会場) 904	【障害者関係諸制度と障害の理解Ⅱ】 障害者に関する諸制度や障害について学び、当事者の支援について理解する。			
	13時00分～ 14時30分	⑱精神障害者の理解	精神障害の知識 基本的な接し方 地域で生活するためにできること	1.5
	14時40分～ 16時10分	⑲当事者理解	精神障害のある方の支援について(支援者/当事者)	1.5
	【実務編に向けて】			
	16時25分～ 16時55分	⑳実務編に向けて	実務編に向けて	0.5

第 7 期横浜市市民後見人養成課程 実務編 実施要領

1 目的

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方であっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けること可能とする「ともに生きる」社会の実現が求められます。

第 7 期横浜市市民後見人養成課程基礎編（成年後見入門講座）修了者を対象に地域における権利擁護の一翼を担う市民後見人として、後見業務に必要な知識や技能の習得を目指すため、本課程を実施します。

2 主催

横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課
社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター

3 日程・内容

令和 6 年 9 月 27 日（金）～ 令和 7 年 3 月 17 日（月） 全 16 日

* 詳細は別紙「第 7 期市民後見人養成課程実務編 カリキュラム」のとおり

* 原則として会場での受講となりますが、動画配信や後見実務の同行、施設見学等現場実習にも参加いただきます。

4 対象

以下の(1)～(7)すべてを満たす方

- (1) 「成年後見入門講座」を修了していること
- (2) 横浜市内に在住していること *在勤・在学者は対象外
- (3) すべてのカリキュラムを受講できる見込みのあること
- (4) 横浜市の市民後見人養成に理解があり、養成課程修了後に市民後見人バンクに登録し、横浜市の市民後見人として活動できること
- (5) 令和 6 年 9 月 1 日時点、25 歳以上 70 歳未満であること
- (6) 第三者後見人等（他の団体の法人後見履行補助者及び任意後見契約者を含む）として、他で受任していないこと。また、今後も受任しないこと
- (7) 民法で定める「後見人の欠格事由」に該当しないこと

5 定員

40 名

6 受講選考・決定（応募者数に関わらず選考を行います）

(1) 選考内容

ア 作文

以下の 3 つの事項を遵守して作成ください。

- ・ テーマ：「認知症や障害があっても、地域で暮らし続けるために、市民後見人になったあなたができること」
- ・ A 4 サイズ 横書き 20 字×20 行 400 字以内
- ・ 次の 3 つのキーワードを必ず使用してください
「連携」「意思決定」「本人の価値観」

イ 面談

下記のいずれかの日程で行います。日程は申込み後にお伝えします。

令和6年8月19日(月)

令和6年8月20日(火)

令和6年8月23日(金)

(2) 選考結果

令和6年9月13日(金)までに実務編受講選考の結果をメールでご連絡します。(予定)

*期日までに結果が届かない場合は、事務局にお問合せください。

*選考結果に関する問い合わせには、お答えできませんのであらかじめご了承ください。

7 受講料

15,000円

*選考結果とともに受講料の支払方法をご案内いたします

8 申込方法・期限

下記申込みフォームに必要事項を記入のうえ、作文のファイルを添付してお申込みください。

実務編申込みフォーム

URL：<https://bit.ly/439fozh>

二次元コード：



【 申込み期間：令和6年7月17日(水) 10時 ~ 令和6年8月5日(月) 17時 】

9 修了について

原則として全科目の履修の上、実務編受講状況、実務編効果測定(小テスト等)、個人面接等により、修了の可否を判断します。

修了後、後見人として活動を希望する方は、「横浜市市民後見人バンク」に登録(以下「バンク登録」)いただき、受任に向けた研修、会議等で研鑽していただきます。(年間6日程度)

10 その他

バンク登録後の活動は通常、平日日中が基本となります。また、後見人等受任後も金融機関や行政手続きなど平日の活動が生じます。そのため勤務等をされている方は日中の予定を調整いただきながら活動することになりますのであらかじめご理解の上、お申込みをお願いします。

事務局：社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

横浜生活あんしんセンター

TEL：045-201-2009

FAX：045-201-9116

第7期横浜市市民後見人養成課程 実務編 カリキュラム

日程	科目名	内容	時間数	実施形式	会場	
9/27(金)	10:00~ 12:00	①オリエンテーション	今後の実務編の進め方	2	集合	8AB
		②ケース状況の理解	実習ケースの理解 実習の諸注意			
	13:00~ 17:00	③コミュニケーション技術Ⅰ	対人援助の基礎（自己覚知・傾聴と共感） 意思決定支援・模擬面談	4		
10/15(火)	10:00~ 12:00	④後見業務の理解Ⅰ	後見事務計画・報告 財産目録作成について	2	集合	8AB
	13:30~ 16:00	⑤事例報告と検討	事例検討の方法 市民後見人による事例報告 事例検討（意思決定支援・本人意思のアドボカシー）	2.5		
【配信】 10/25(金)~ 【会場視聴】 11/8(金) 会場：8F	10:00~ 12:00	⑥後見業務の理解Ⅱ	市民後見ハンドブックについて	2	オンデマンド	—
【配信】 10/25(金)~ 【会場視聴】 11/8(金) 会場：8F	13:00~ 13:30	⑦家庭裁判所について	家庭裁判所とは	0.5	オンデマンド	—
11/8(金)	14:00~ 16:00	⑧関係機関の理解（家庭裁判所・法務局）	後見人の事務手続きの留意点	2	現場実習	家裁・法務局
12/2(月)	14:00~ 16:00	⑨実務編振り返り	各自の振り返りと全体で共有 現バンク登録者との意見交換	2	集合	8AB
12/13(金) 12/19(木)		⑩個人面談	自身の現状の良い点・改善点について知る	0.5	対面	市AC会議室
1/14(火)	10:00~ 12:00	⑪コミュニケーション技術Ⅱ	意思決定支援・後見人等の自己覚知	2	集合	8AB
	13:00~ 15:00	⑫コミュニケーション技術Ⅲ	被後見人の支援計画見直し 模擬ケースカンファレンス	2		
2/5(水)	13:00~ 15:00	⑬市民後見人総論	まとめ	2	集合	8AB

10月～1月	⑭後見人の後見業務同行	体験実習（履行補助的活動）	1.5	現場実習	各訪問先
	⑮地域活動の理解	体験実習（地区社協/ボランティア 団体が実施する地域福祉活動）	2.5		各会場
	⑯知的障害の理解	体験実習（知的障害関係施設）			各施設
	⑰精神障害の理解	体験実習（精神障害関係施設）			
	⑱認知症高齢者の理解	体験実習（高齢者関係施設）			
10月～1月	⑲区社協の理解	区社協の取組 （区社協の概要、地区社協やボラン ティアグループなどの活動内容や役 割 等）	2	対面	各区社協
	⑳関係機関・ネットワークの理解	区市民後見サポートネット参加 （事例検討・情報交換等）	2	現場実習	各区 各区社協
2/10(月) 2/13(木)	㉑個人面接	—	0.5	対面	市AC 会議室
3/17(月)	㉒修了式	—	2	集合	8AB

第7期 横浜市市民後見人養成課程に関するQ&A ～成年後見入門講座（基礎編）～

Q 1 受講料はかかりますか？

A 入門講座は無料で受講できます。横浜市内在住・在勤・在学の方であれば、申込みのみでどなたでも受講可能です。

Q 2 会場でも受講できますか？

A 動画の視聴環境がない方でも受講していただけるよう、会場での動画視聴日を設けています。（各科目1回ずつ、各回先着20名まで）

Q 3 将来、市民後見人として活動したいのですが、入門講座を修了すると今後の養成課程で科目免除になりますか？

A 入門講座の修了者は、第8期養成課程の基礎編のみ受講免除となります。

Q 4 入門講座の修了後、市民後見人以外の活動先はありますか？

A 入門講座の修了者のうち、希望者には権利擁護に関連した活動先の紹介を行う予定です。

第7期 横浜市市民後見人養成課程に関するQ&A ～実務編～

募集対象・応募要件等について

Q1 なぜ年齢制限があるのですか？

A 市民後見人の活動は、一定の権限を持って、責任ある支援を行う活動である一方、権利を侵害し得る立場にあるため、高い倫理性も求められ、相応の社会生活経験を有することが求められることから、25歳以上を基準とし、被後見人との年齢差、後見業務が一定程度長期にわたる点などを総合的に考慮した他、他都市の状況も参考に70歳未満という制限を設けています。

Q2 応募にあたり資格は必要ですか？

A 資格は不要です。ただし、次のとおり民法に定められた後見人の欠格事由に当たる場合には、後見人になることはできません。（未成年者、家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人、破産者、被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族、行方の知れない者）

Q3 就労していますが応募できますか？

A 権利擁護や成年後見制度、横浜市の市民後見人のあり方に理解があり、第7期横浜市市民後見人養成課程実務編実施要領の対象要件を満たす方はお申込みいただけます。実際の後見業務は平日の日中活動が中心となりますが、就労されている方も、多くの方が勤務等と調整を行いながら市民後見人として活動されています。

Q4 大学や他の自治体の市民後見養成講座等を受講したことがあります。科目免除はありますか？

A 科目の免除はありません。「市民後見よこはまモデル」では、市民後見人の方に地域福祉推進の一翼を担っていただくことを目的としています。そのため、横浜での地域福祉状況を理解いただいた方に活動いただくため、改めて養成課程を受けていただきます。

Q 5 親族の後見人になっていますが応募できますか？

A 親族後見人として受任している方も申込み可能です。

Q 6 「第三者後見人等（他の団体の法人後見履行者及び任意後見契約者を含む）として、他で受任していないこと。また、今後も受任しないこと」という条件はなぜですか？

A 専門職やNPO等に参加し受任可能な方は、所属されている団体の方針に沿って活動することになりますので、今後他の団体等で受任する可能性がある方は、当該活動に専念いただくことが望ましいと考えています。

なお、第7期では従来の基礎編を成年後見制度入門講座として、多くの方にご視聴いただけるようにしています。制度に関する基本的な知識や考え方を習得することができますので、ぜひご活用ください。

受講・選考について

Q 7 市民後見人になるためには、養成課程の全カリキュラムの受講が必要ですか？

A 養成課程を修了するためには、原則として全カリキュラムの受講が必要です。オンデマンド配信の科目については、一定の視聴期間を設けますので、必ず視聴ください。なお、視聴環境のない方に向けて会場で視聴する機会を設けますのでご活用ください。

Q 8 実務編の受講選考について、定員に満たない場合でも選考はありますか？

A 実務編では定員に満たない場合でも選考を行います。

市民後見人の活動・バンク登録について

Q 9 市民後見人はどのような事案を受任するのでしょうか？

A 市民後見人が受任する事案の考え方は次のとおりです。

- ①主に身上保護面で支援が必要である。
- ②身近に支援する親族等がない等、相続関係等の紛争性やトラブルがない。
- ③多額の資産を有していない。
- ④専門的対応が必要な相続や債務整理等の法的な手続きが完了、又は現時点で必要としない。
- ⑤相談支援機関（区役所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、区社会福祉協議会等）の関わりがあり、支援者のチーム調整が進んでいる。
- ⑥その他、紛争性やトラブルなどがない。

Q10 市民後見人は1人で何人ぐらいの被後見人等を受任することになるのでしょうか？

A 市民後見人1人につき1人の被後見人等を受任することを基本としています。ただし、被後見人等の生活状況や市民後見人バンクの受任状況に応じて、登録者の意向を考慮したうえで、複数の方の後見人等となる可能性があります。

Q11 被後見人と比較的近い居住地の方が、市民後見人になるのでしょうか？

A 被後見人の居住地と同じ区や近隣区で、日常生活圏が重ならない程度に、近くに居住する方が受任することを想定しています。ただし、近隣地域の市民後見人バンクの登録状況や、被後見人等の要配慮事項等に応じて、横浜市全域で調整する場合があります。

Q12 市民後見人バンク登録後、いつから市民後見人として活動できますか？

A 登録後、受任に向けた研修等へ参加していただきます。その後、横浜生活あんしんセンターから成年後見人等の候補者として推薦され、家庭裁判所から選任されることで、市民後見人として活動することができます。なお、登録から推薦までの期間は、候補者への推薦までの期間は、市民後見人が候補者となる事案の受付状況によって異なります。

Q13 市民後見人として活動の報酬は得られますか？

A 成年後見人は、家庭裁判所に対して報酬付与の申立てを行い、その審判により後見報酬を受け取ることができます。横浜市では市民後見人も報酬付与の申立てを行うことができ、実際に多くの市民後見人が報酬付与の申立てを行っています。なお、報酬額は、後見人等の支援内容や被後見人等の資産額に応じて決定され、横浜家庭裁判所の「成年後見人等の報酬額のめやす」によると、通常の後見事務の基本報酬は月額2万円が目安とされています。

Q14 「市民後見よこはまモデル」では、市民後見人が個人受任することになっていますが、どのような支援が受けられるのでしょうか？

A 個人受任の市民後見人は、一人ひとりが責任をもって活動することを基本としていますが、活動にあたっては様々な課題が生じます。横浜生活あんしんセンターは市民後見人の監督的機能を有しており、市民後見人が受任した後も円滑に活動できるよう、以下のように支援を行っています。

【市民後見人（受任者）への支援】

横浜生活あんしんセンターによる支援

- ・相談対応（随時）
- ・定期面談
- ・家庭裁判所に提出する後見事務計画及び報告書の確認
- ・専門職等（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士）による相談の機会の提供
- ・受任者同士の連絡会の開催

【バンク登録者への支援】

横浜生活あんしんセンターを中心に、区社会福祉協議会や区役所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等と連携して以下の内容を実施します。

- ・研修会の開催
- ・市民後見サポートネット（関係機関との連携強化の「場」）の開催
- ・エリアごとに行うバンク登録者による勉強会の企画調整

その他、あんしんセンターと市民後見人バンク登録者が意見交換を行う「懇話会」を開催し、市民後見人が活動しやすいような取組みも行っています。

Q15 市民後見人バンク登録後の研修にはどのようなものがありますか？

A 養成課程修了後も、市民後見人バンク登録者が後見活動を行う際に必要となる知識や技術、市民後見人としての倫理等を維持し、継続的に研鑽を深められるよう、以下の研修を行っています。登録者は研修への参加を必須としています。

- ①全体研修会（年2回）
- ②市民後見サポートネット（エリアごとに年3回程度）
- ③ブロック勉強会（エリアごとに年3回程度）
- ④受任者連絡会（年2回。受任者のみを対象）

Q16 市民後見人として活動する上での、保険はありますか？

A 市民後見人として受任する際に、市民後見人活動損害賠償責任保険に加入していただきます。保険料は市民後見人となる方にご負担いただきます。

参考までに、令和5年5月1日から令和6年4月30日までの期間の保険料は年額10,680円です（受任した月により、月割り料金となります）。

また、市民後見人のけが等に係る費用を補償する傷害保険についても、市民後見人として受任した時から適用されます。傷害保険加入にあたっての手続き・保険料の負担はございません。

Q17 横浜市市民後見人バンク登録者の受任状況を教えてください。

A 令和6年1月末現在、バンク登録者91名のうち、受任中の方は51名です。

平成26年以降、のべ110件の市民後見人受任実績があり、令和5年度は16件の新規受任が進んでいます。

ようこそ！将来の市民後見人の皆さまへ ～ 市民後見人バンク登録者からのメッセージ ～

受講申込みをご検討いただいている皆様へのメッセージを募集したところ、たくさんのメッセージが寄せられました。その一部を抜粋してご紹介します。

◆ 市民後見人だからこそ経験できることがあります

成年後見制度に関心があり受講しました。受任して5年になりますが、在宅で生活していらっしゃる訪問の時はいつも笑顔で迎えてくださいます。お話が大好きでいろいろお話して下さいますが、**勉強になること、見習うべきことが多く私も楽しみに訪問しています。**最期まで穏やかに過ごして頂けますように寄り添いたいと思っています。

疎遠となっている家族や知人との再会の機会・願いや自分の辿ってきた道を改めてお聞きすることは、私どもにとって大切な時間を共有したことになります。

本人の思いが少し届いた時のうれしさはまた格別ですよ。

私は「本人が**笑顔を見せてくれる時が最高の喜び**」と思って向き合っています。「ひとりではない」相談相手、仲間がいます。

市民後見人は、**人生の伴走者**として被後見人の方に寄り添うことで、自身の成長にもつながると思えます。

勉強すればするほど**やりがい**が出てきます。頑張ってください。

助けを必要としている方に寄り添いながら、人生の伴走者として少しでもより良い生活を送っていただく手助けをさせていただくことで、自らが成長していく実感を得ることができます。

私は、地域の一員として、普通の一市民として、困りごとを抱える人に寄り添い、共に歩んでいます。**後見活動を通じて、多くを学び**、より安心して暮らすことができるようになりました。新しい仲間が増えることを歓迎します。

市民後見人の役割を担うことは「自己実現」に資すること、また、その業務遂行を通じて**地域社会を見る目が広がる**こととなり、とても意義深いこととされます。市民後見人は、**人の役に立ち、自分も成長できる**、社会から必要とされる、**やりがいのある活動**です。

誰かのために活躍できることは**自分にとってもプラスになります**。一人でも市民後見人の方が増えるとうれしいです。

裏面へ続く

◆ 専門的な福祉の知識がなくても安心！

登録後の研修やサポート体制もあります

・身近な所に頼れる人がいることが**住みやすい地域**。そのような地域を築くための一員として活動してみませんか。活動にあたってはあんしんセンターをはじめ、しっかりと支援体制があります。まずは養成課程に参加してみませんか。

・ご本人に寄り添う強い気持ちがあれば、どなたでも取り組めると思います。一人ではなく支援している人全員のチームで寄り添っていくことができます。**仲間もいます**。手続き的なことなど何か**困ったときはあんしんセンター**が相談にのってくれます。

・生涯現役で過ごしたい私は、年齢制限ぎりぎりでの受講でした。

今後の自分自身の人生の意義を見つけるために、**社会に貢献するやりがいのある仕事**と思い志望しました。横浜生活あんしんセンターの手厚いサポートがありますので、安心して申し込んでください。応援しています。

・現状では市民後見人最初のスタートはハードルが高いと推察しますが、私たちが支援してくれる方はたくさんいますからハードルは必ず越えられます。**安心して**市民後見人のお仲間になってください。

・仕事をしながらでも、関係者の方々の理解を得て、連携ができれば、工夫次第で自分だけのスタイルの市民後見活動ができると思います。

◆ 新しい仲間と出会い、一緒に活動しませんか？

・今まで養成課程で学び経験したことを、今後市民後見人活動を通してともに意識を高め、**分かち合ひましょう**。

・「誰かのために何かしたい！」その気持ちが大切です。

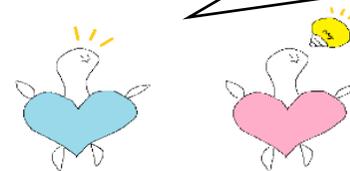
私たちの仲間になりませんか？

・後見活動が日常の一部になり、ご本人が私にとってかけがえのない方になった時、**新しい世界が広がりました**。

・「地域共生社会の実現」に向けて、**市民後見の輪を一緒に広げていきたい**ですね。やりがいのある活動なので、仕事を持ちながらでも時間をうまく使えばできると思いますよ。

・市民後見はそれまでの経験を活かし、社会に恩返し出来るチャンスだけではなく、自らの将来を考えるためにも貴重な経験です。**環境が許す方は、是非ご検討ください**。

市民後見人バンク登録者の一員になってくださる方を心よりお待ちしております。



よこはま成年後見推進センターキャラクター
こうちゃん すいちゃん